



工事検査にかかる写真について（通知）

技術基準の種類:技術管理

通知日:平成7年12月20日

管号外

平成7年12月20日

部内各課長殿
各土木事務所長殿
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

工事検査にかかる写真について（通知）

このことについては、平成7年10月16日付検第1号により検査課長から検査状況写真等を提出することと通知されているところですが、下記のとおり取り扱うこととしますので、貴課、貴事務所職員へお知らせください。

記

- 「検査状況写真」について
 - 検査課検査、事務所検査にかかわらず、中間、完成検査時の「検査状況写真」を工事検査のため必要な資料とするので、鳥取県土木工事共通仕様書第107条3の規定により、請負者が「検査状況写真」を撮影することとする。
 - 「検査状況写真」の取扱いを次のとおりとし、監督員は請負者へ指導する。
検査課検査については、請負者は、撮影した「検査状況写真」を中間、完成検査ごとに整理し、郵送等により検査課へ送付する。
（事務所検査については、検査員への送付は必要ない。）
請負者は、「検査状況写真」を工事完成時に提出する工事写真帳の最終ページに「工事検査状況」として中間、完成工事ごとに整理し、工事資料として提出する。
- 着工前及び完成写真について
請負者が工事完成通知書とともに提出する完成写真（着工前、完成）の部数を次のとおりとする。
検査課検査の場合3部（これまでは2部。）
《完成写真のうち2部を、本課、検査課用として完成通知書とともに進達する。》
事務所検査の場合1部（これまでどおり。）

検第1号

平成7年10月16日

各部各課長殿
各地方機関の長殿

総務部検査課長

検査課対象の県工事検査にかかる写真について（通知）

阪神大震災を契機に、検査の重要性が見直されております。
については、今後、現地検測結果及び写真等について、検査資料として保管するため下記のとおり提出して下さい。

記

- | | |
|--------|--|
| 検査状況写真 | 中間、完成とも検査日以降
(検査員の現地での検査状況が、確認できる写真
各1枚以上) |
| 完成写真 | 完成前、完成後とも検査当日
(同位置で撮影したものの各1枚以上) |
- 実施月日平成7年11月1日以降